

物件番号  
土水送第 号  
令和 年 月 日

## 公園施設設置許可書

殿

江戸川区長 斎藤 猛

都市公園法第5条第2項第2号の規定により公園施設の設置を下記のとおり許可します。

記

1 施設の種類及び数量						
2 設置目的						
3 設置期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 設置場所						
5 管理組織						
6 管理規則						
7 経理計画						
8 構造						
9 規模	(1) 敷地面積	m <sup>2</sup>	(5) 建築設備の種類			
	(2) 建築面積		(6) 暖房熱量の種類			
	(3) 延べ面積		(7) 施設の外観			
	(4) 建築物の高さ		(8) 各構造部の用途			
10 設置工事期間						
11 工事費の調達計画						
12 工事計画						
13 公園の復旧方法						
14 その他の						

## 許可条件

### (自動販売機の設置及び撤去)

第1条 事業者は、自動販売機の設置及び撤去の日程並びに作業内容について、事前に江戸川区(以下「区」という。)と協議する。

2 事業者は、前項に規定する日程に係る期日等を厳守し、速やかに自動販売機の設置又は撤去に係る作業を行わなければならない。

3 事業者は、設置期間が満了し、又は設置許可が取り消された場合は、速やかに自動販売機を撤去し、原状回復する。

4 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費、原状回復に要した費用等の一切の費用は事業者の負担とする。

### (使用料の納付)

第2条 使用料は、区が発行する納入通知書により年額使用料を単年度ごとに一括して、区が指定する期限までに納入するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (設置期間)

第3条 設置期間は3年以内とし、設置期間の更新は行わないものとする。

### (売上報告)

第4条 事業者は、区から許可を受けて設置した自動販売機の毎月の売上金額等を区が指定する期日までに別に定める様式により報告しなければならない。

### (光熱水費等)

第5条 事業者が設置した自動販売機の電気料金等の光熱水費は、事業者の負担とし、事業者は、年間(1月1日から12月31日までの1年間をいう。)の光熱水費等の実費を、納入通知書により区が指定する期限までに納入することとする。

2 都市公園内に既設の電源等から自動販売機までの配線、給排水管等の敷設に要する経費、照明用電気計器(区が一括して支払った電気料金を、自動販売機ごとの電気使用量に応じて使用量を図るために用いられる子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものであって、有効期間内のものに限る。)をいう。)等の設置に係る経費及び自動販売機を設置することによる公園内に既設の電源等の改修等に要する経費が必要となる場合は、事業者の負担とする。

### (災害時における自動販売機販売品の無償提供)

第6条 設置する自動販売機は、地震、風水害等(以下「災害」という。)が発生した場合において、区の指示、操作又は事業者による遠隔操作等により飲料を無償提供に切り替えることが可能な機種(販売品が飲料の場合に限る。次項において同じ。)とし、別途、災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書により協定を締結する。

2 災害時において前項の規定による無償提供に関する協定書に基づき飲料を無償提供に切り替えた場合、事業者は、自動販売機内の販売品を公園の利用者等に対して無償で提供するものとする。

### (遵守事項)

第7条 事業者は、自動販売機の設置に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公園内の景観、公園利用者の動線等に配慮するとともに、汚水栓(ます)等の公園内設備の阻害にならないようにすること。

(2) 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式、ノンフロン型等省電力及び環境に配慮したものとすること。

(3) 自動販売機の設置場所が公共施設であることを考慮し、デザイン及び外観については周辺環境に配慮したもの又はユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとすること。

(4) 自動販売機の管理及び販売品目に関する事項以外の広告等の掲示は行わないこと。

(5) 飲料は、缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式容器入りとし、アルコール飲料の販売は行わないこと。

(6) 破損等による危険防止のためびん類の販売は行わないこと。

(7) 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。

(8) J I S規格及び一般社団法人日本自動販売システム機械工業会が定めた安全対策における自主基準を遵守し、安全性を十分に確認するとともに、転倒防止対策、バーロック等による犯罪防止策等を行い、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(9) 事業者の担当部署名と電話番号等の連絡先(警備会社等を連絡窓口としている場合は、当該会社等も含む。)を自動販売機の前面に明記し、自動販売機の故障、設置に係る問合せ及び苦情については、事業者の責任において、迅速に対応すること。

(10) 販売品の補充、在庫管理、金銭管理等の自動販売機の運用並びに使用済み容器の適切な回収及びリサイクルは全て事業者が行い、公園の美化推進に協力すること。

### (自動販売機の盗難及び毀損)

第8条 区は、区の責に帰すことが明らかである場合を除き、自動販売機の盗難及び毀損について、その責を負わない。

### (設置許可の取消し)

第9条 事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、区は設置許可を取り消すことができる。

(1) 事業者の責に帰する事由により自動販売機の設置を許可後相当の期間内に完了しないとき又は完了の見込みがないとき。

(2) 自動販売機の設置が著しく遅延したとき。

(3) 事業者が設置許可の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか条例、要綱、設置許可の許可条件等に定める義務の違反を区長が確認したとき。

2 事業者は、前項の規定により設置許可が取り消された場合は、第1条に基づき速やかに自動販売機を撤去し、原状回復を行い、及び未払いの使用料、光熱水費等を区へ支払うこととする。

### (損害賠償)

第10条 区は、前条第1項の規定による設置許可の取消しにより、区が損害を受けたときは、同条第2項の金額に当該損害額を加算して事業者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

2 自動販売機の設置に係る、第三者に対して損害を及ぼしたときは、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が災害その他不可抗力によるときは、区と事業者が協議してその賠償の責任を定めるものとする。

### (設置場所の変更)

第11条 事業者は、自動販売機の設置後、設置場所について何らかの弊害があった場合は、設置公園内、又は他公園に自動販売機を移設しなければならない。

2 前項の規定による移設場所の選定並びに移設の実施については事業者が行う。なお、移設場所の決定や移設の実施にあたっては、区と協議するものとする。